

調 書 (成 立)

事 件 の 表 示 平成 2 5 年 (家イ) 第 1 2 3 4 5 号 夫婦関係調整調停事件
期 日 平成 2 6 年 5 月 1 日 午前 1 0 時 0 0 分
場 所 名古屋家庭裁判所
家 事 審 判 官 愛 知 一 郎
家事調停委員 中 村 法 夫 , 中 川 花 子
裁判所書記官 熱 田 律 治

当事者等及びその出頭状況

本 籍 愛知県名古屋市○区 1 1 1 1 番地
住 所 名古屋市○区△△ 1 丁目 1 番 1 号
名古屋マンション 1 1 1 号室
申立人 山 田 花 子 (出頭)
本 籍 愛知県名古屋市○区 1 1 1 1 番地
住 所 名古屋市○区△△ 1 丁目 1 番 1 号
名古屋マンション 1 1 1 号室
申立人 山 田 太 郎 (出頭)

次の調停条項の通り調停が成立した。

名古屋家庭裁判所

裁判所書記官 熱 田 律 治

調 停 条 項

1. 申立人と相手方は、本日調停離婚する。
2. 当事者間の長女愛 (平成 2 1 年 7 月 2 日生) の親権者を母である申立人と定め、今後同人において監護養育する。
3. 相手方は、申立人に対し、前項記載の子の養育費として、平成 2 6 年 5 月から同人が満 2 0 歳に達する月まで、月額 8 万円を、毎月末日限り、●●銀行本店の長女名義の普通預金口座 (口座番号 1 2 3 4 5 6 7) に振り込む方法により支払う。振込手数料は相手方の負担とする。
4. (1) 相手方は、申立人に対し、相手方名義の別紙 1 物件目録記載の不動産を清算的財産分与として分与することとし、本日付財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする。
(2) 相手方は、本件不動産に関する住宅ローンについて、これを責任を持って完済する。
(3) 相手方は、申立人に対し、本件住宅ローンを完済したときには、その完済の日以降速やかに、清算的財産分与として、本件不動産を分与

することとし、本件不動産の財産分与を原因とする所有権移転登記手続は、当事者双方が協力して行う。

5. (1) 申立人は、相手方が、長女と月1回程度面会することを認める。
(2) 面会の具体的な日時、場所及び方法については、長女の福祉を尊重し、当事者間で協議して定める。
6. 相手方は、申立人に対し、本件離婚に伴う財産分与として、金××万円の支払い義務があることを認め、これを、平成26年5月末日限り、第3項と同様の方法により支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。
7. 申立人と相手方との間の別紙2記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を0.5と定める。
8. 申立人は、本件に関して、調停外の第三者に対し、慰謝料等の損害賠償請求はしないことを確約した。
9. 当事者双方は、本件離婚に関し、以上をもって一切解決したものとし、本調停条項に定めるもののほか、名目のいかんを問わず、金銭その他の請求をしない。
10. 調停費用は各自の負担とする。

以上

別紙 1

物件目録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 名古屋市○区△△1丁目1番1
建 物 の 名 称 名古屋マンション

(専有部分の建物の表示)

家 屋 番 号 名古屋市○区△△1丁目1番1の111
建 物 の 名 称 111号室
種 類 居宅
構 造 鉄骨コンクリート造10階建
床 面 積 1階部分 100㎡

(敷地権の目的たる土地の表示)

土 地 の 符 号 1
所在及び地番 名古屋市○区△△1丁目1番1
地 目 宅地
地 積 10000㎡

(敷地権の表示)

土 地 の 符 号 1
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 100分の1

別紙 2

年金分割のための情報通知書
(厚生年金保険制度)

平成 2 6 年 3 月 2 0 日

山田 花子

様

日本年金機構理事長

氏名	(第 1 号改定者) 山田 太郎 (第 2 号改定者) 山田 花子	
生年月日	(第 1 号改定者) 昭和〇〇年〇月〇日	(第 2 号改定者) 昭和△△年△月△日
基礎年金番号	*****	××××—×××××
情報提供請求日	平成 2 6 年 3 月 1 0 日	
婚姻期間等	平成 1 5 年 1 月 1 日～平成 2 6 年 3 月 1 0 日 (* 1 . 情報提供請求日 2 . 離婚が成立した日 3 . 婚姻が取り消された日 4 . 事実婚関係が解消したと認められる日)	
対象期間 標準報酬総額	(第 1 号改定者) ●●●●●●●●●●円	(第 2 号改定者) 0 円
按分割合の範囲	5 0 % を超え、5 0 % 以下	

対象期間	平成 1 5 年 1 月 1 日～平成 2 6 年 3 月 1 0 日

対象期間の末日以後に 提供を受けた情報につ いて補正に要した期間	
--	--

厚生年金保険法施行規 則第 7 8 条の 3 第 3 項 第 2 号に規定する期間		厚生年金保険法施行規 則第 7 8 条の 3 第 3 項 に定める請求期間	
---	--	---	--